

主な指摘事項【児童発達支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
人員	従業者の員数	常勤として配置している従業者の勤務時間数が、事業所において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしていないため、必要な勤務時間数を確保するように改めるか、もしくは事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を（週32時間を下回らない範囲で）実態に即したものに改めるかしたうえで、これに基づく従業者の配置及び勤怠管理を行うこと。	1件
運営	児童発達支援計画の作成等	<p>児童発達支援管理責任者は、すべての障害児について、その希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。特に、初回アセスメントについては、利用契約締結に当たって速やかに実施及び記録の作成を行い、これに基づき児童発達支援計画の原案を作成すること。</p> <p>アセスメントに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行うこと。については、アセスメントの記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。</p> <p>児童発達支援計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。</p> <p>すべての障害児について、サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議（以下、担当者会議という）の記録が確認できなかったため、その様式を定め、適切に運用すること。また、担当者会議の開催に際しては、児童発達支援計画の原案について児童発達支援管理責任者が各担当者等に意見を求めたことが分かる記録を作成すること。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案を作成し、その内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を通所給付決定保護者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。</p>	2件
運営	勤務体制の確保等	<p>従業者の勤務体制について、職種や勤務場所が不明確なものが見受けられたため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>法人が運営する別事業所での支援業務にも従事している従業者について、事業所ごとに勤務表が作成されておらず、一体的に勤怠管理が行われていた。については、すべての従業者について、事業所ごとに区分して月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間を明らかにすること。</p>	2件
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。</p>	1件
運営	運営基準：事故発生の防止及び発生時の対応	<p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1件
運営	虐待等の禁止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。</p> <p>②虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。当該担当者の設置が分かるよう、重要事項説明書等に明記すること。</p>	1件
報酬	個別支援計画未作成減算	<p>一部の利用者について、サービス提供開始前に児童発達支援計画が作成されていなかった。また、当該計画の作成後モニタリングを行い、少なくとも6ヶ月に1回以上、当該計画の見直し、必要に応じて当該計画の変更も適切な頻度で実施されていなかった。</p> <p>初回利用日から1ヶ月を超えても当該計画が策定されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しが行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。また、他の利用者についても自主精査し、該当の利用者がいた場合も同様に減算を適用すること。</p>	1件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
報酬	身体拘束廃止未実施減算	当該減算については、身体拘束等に係る記録が行われていない場合及び身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとしている。については、実地指導又は監査において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的（年1回以上）開催及び従業者への結果周知を行っていない事実が確認されたため、事実が生じた月の翌月から改善報告において改善が認められた月までの間、利用者全員について、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに加えて職場環境等要件の全てを満たすことが算定要件となるが、下記の2点について要件を満たしていなかった。 ①キャリアパス要件Ⅱのイにおける資質向上の目標及び研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。 今後は書面で整備又は処遇改善計画書の内容を必要に応じて修正し市に提出すること。また、整備した内容又は修正した処遇改善計画書をすべての福祉・介護職員に周知すること。 ②キャリアパス要件Ⅲのイ三における一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みについて、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていなかった。今後は①②について書面で整備し市に提出すること。また、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件
報酬	欠席時対応加算	当該加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録した場合に算定可能となるが、1回の相談援助等で2回分の加算を算定したものが見受けられたため、全利用者について自主精査を行い、相談援助等が行われていないものについては給付費の返還を行うこと。また、今後は、連絡調整その他の相談援助を行った場合についてのみ算定すること。	1件